平成２７年（フ）第２４８号
愛知県岡崎市小針町字一シキ46番地１　セゾン永田102
債務者　原田　　勝
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第２５１号
愛知県岡崎市井田町字１丁目195番地　ハイツエレガント101
債務者　渡辺　美穂
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１１１４号
大阪府茨木市沢良宜東町16番16号　ハイツ山田Ⅱ101号
債務者　森　　尚美（旧姓北浦）
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３８２号
大阪府交野市星田４丁目24番２―103号
債務者　衣笠　秀信
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４６３号
大阪市阿倍野区長池町17番８号　ハピネス長池503号
債務者　ベル・クリーンコーポレーションこと
鈴木　隆司
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７２９号
大阪市北区大淀中２丁目６番25―704号
債務者　武智　翔子
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７８９号
大阪市北区長柄東２丁目３番30―601号
債務者　小久保芳典
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７９０号
大阪市北区長柄東２丁目３番30―601号
債務者　鈴木　崇代
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７９８号
大阪府東大阪市岩田町１丁目２番５号、前住所大阪市東住吉区住道矢田１丁目25番14号
債務者　富澤　聖子
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８０６号
大阪府茨木市耳原１丁目16番９号　アバンティーコートＥ　101号
債務者　桑野　小織（旧姓深澤）
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８４１号
大阪市浪速区塩草３丁目３番５号　グランソシエ桜川　201号
債務者　新立まゆみ
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８４５号
大阪市城東区蒲生３丁目12番14号　コンフォルト203号室
債務者　徳田可奈子こと　**徳**田可奈子
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８７２号
大阪市旭区大宮５丁目１番13―413号
債務者　山本　信子
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９６２号
大阪府茨木市宮元町３番10号
債務者　濱　江梨子
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１９９号
大阪府東大阪市今米１丁目５番35号　美杜里ハイムⅡ　302号
債務者　水野　眞紀
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２１０号
大阪府大東市新町８番２号
債務者　橋本　典子
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３２３号
大阪府東大阪市宝持２丁目６番８号ひまわりコーポ宝持202号、前住所大阪府東大阪市荒本１丁目３番５号２－１
債務者　磯部　金右
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部